

令和5年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 23-5921（直通）
契 約 案 件 名	公共ポンプR5第7号 甲斐元ポンプ場非常用発電機点検業務委託
案 件 の 概 要	甲斐元ポンプ場非常用発電機の点検整備を行なうもの。
予 定 金 額	506,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市花ヶ島町観音免953番地1 [名 称] 株式会社 九州日立 宮崎支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>今回点検を行う非常用発電設備は、甲斐元ポンプ場において、大雨等の緊急時に雨水の排水を行うための電力を賄う重要な設備である。</p> <p>当該設備が故障した場合、緊急時に雨水排水設備へ電力を供給することができず、周辺地区への浸水被害を引き起こす可能性があるため、定期的な点検整備が必要不可欠である。</p> <p>本業務は、当該発電機のメーカーである上記事業者でなければ確実な履行が期待できない。また、仮に他の事業者が点検を行った場合、発電設備の性能保証が得られないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月6日
契 約 金 額	495,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 2

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	公共ポンプR5第8号 岳下ポンプ場外機械設備点検業務委託
案件の概要	岳下ポンプ場、沼川ポンプ場及び甲斐元ポンプ場に設置されているゲートポンプ等機械設備の点検を行うもの
予 定 金 額	1,060,400円
契約の相手方	[所在地] 佐賀市伊勢町15番1号 [名称] 株式会社 ミゾタ
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 今回点検を行う機械設備は、岳下ポンプ場、沼川ポンプ場及び甲斐元ポンプ場において、大雨等の緊急時に雨水の排水を行うゲートポンプ等の重要な設備である。 当該設備が故障した場合、緊急時に雨水を排水することができず、周辺地区への浸水被害を引き起こす可能性があるため、定期的な点検が必要不可欠である。 本業務は、当該機械設備のメーカーである上記事業者でなければ確実な履行が期待できない。また、仮に他の事業者が点検を行った場合、機械設備の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年7月6日
契約金額	1,056,000円

0031931

令和5年度 随意契約理由書

番号 3

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	公共処理場R5第14号 都城市公共下水道に係る技術的援助（施設機能確認）業務委託
案件の概要	下水処理場の管理業務について、包括的民間委託方式の管理受託者による業務遂行が適切に行われているか否かを監視・評価する業務を委託するもの
予 定 金 額	3,600,000円
契約の相手方	[所在地] 東京都文京区湯島二丁目31番27号 [名称] 日本下水道事業団
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本市では、下水処理場の管理業務について、包括的民間委託方式を導入している。包括的民間委託方式においては、管理受託者による業務遂行の巧拙により、施設の機能及び寿命に大きな差が生じ得る。 このため、委託する監視・評価業務は、下水道施設の管理に関する専門的知識を有し、公平・中立的な立場の者に実施してもらう必要がある。 そこで、次に掲げる理由により日本下水道事業団と随意契約するものである。 （1）上記事業者は、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務履行が期待できること。 （2）上記事業者は、下水道法第22条の適用除外（下水道事業団法第27条）となっている唯一の法人であり、技術力、経験等について高い評価が法律上明確になっていること。 （3）豊富なデータ及び実績を有し、より経済的・効率的に事業を進めることができ、計画、設計、建設、事後点検、維持管理、多岐にわたる業務のアフターケア等を行えること。
契約締結日	令和5年7月14日
契約金額	3,600,000円

0032055

令和5年度 随意契約理由書

番号 4

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	建設R5第24号 吉都線 東高崎・高原間（上勢西踏切・平踏切・割付踏切）水道管布設工事に伴う詳細設計業務
案件の概要	吉都線 東高崎・高原間（上勢西踏切・平踏切・割付踏切）の下に水道管を横断させるための詳細設計業務を九州旅客鉄道株式会社に委託する。
予定金額	66,166,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 [名称] 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮 洋二
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本件の履行に当たっては、上記事業者が管理する鉄道軌道敷地内で現地調査を行う必要がある。また、鉄道施設の設計に当たっては、鉄道に関する技術上の基準を定める省令及びこれらに準じる鉄道事業者の諸基準により実施する必要がある。また、鉄道施設に関する専門的な知識を有したものが設計管理を行わなければならない。 このため、上記要件を満たし、本業務を確実に履行できる事業者は上記事業者のみであり、かつ、鉄道側の運転保安上、施設の維持管理上の観点からも同事業者が施行することが適している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年7月19日
契約金額	66,166,000円

0032317

令和5年度 随意契約理由書

番号 5

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	農集処理場R5第3号 安久地区外農業集落排水事業計画策定業務委託
案件の概要	安久地区外9箇所の農業集落排水事業計画策定業務を委託するもの
予 定 金 額	25,912,700円
契約の相手方	[所在地] 宮崎県宮崎市柳丸町388番地14 [名称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>農業集落排水施設は、農村地域における生活排水処理施設として整備が進められ、農村地域の生活水準の向上に寄与してきた。今後、これらの施設においては、老朽化が進行した施設の持続的な機能確保のため、計画的に施設の更新整備を行っていく必要がある。</p> <p>更新整備を行っていくには、現況施設の劣化状況に応じて保全対策する場合の費用を算定した「最適整備構想」、人口増減や処理状況に応じた規模の適正化及び維持管理の効率化・適正化を総合的に検討した「維持管理適正化計画」の結果を基に農業集落排水事業（補助事業）の認定を受けるための「事業計画」の策定が必要である。</p> <p>上記の事業計画策定については、次の条件を満たす事業者を選定することで、確実な業務の実施が可能となる。</p> <p>① 通常の施設設計に加え、農業集落排水事業特有の専門知識を有していること。</p> <p>② 農業集落排水施設の事業計画、実施設計、現場監理等の実績を有していること。</p> <p>③ 本業務を遂行する上で重要な技術士、環境計量士、農業集落排水計画設計士等の有資格者を有していること。</p> <p>上記事業者は、上記条件を満たすことに加え、農林水産大臣から認可された県内唯一の発注者支援機関である。併せて、本業務の基盤となる「最適整備構想策定業務委託」及び「維持管理適正化計画策定業務委託」を受注しており、本業務の確実かつ円滑な実施が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年8月18日
契約金額	24,750,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 6

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 23-5921 (直通)
契約案件名	公共船団R5第2号 移動脱水車電気設備電源・制御ケーブル修繕
案件の概要	移動脱水車の電源及び制御ケーブルが経年劣化による老朽化のため修繕するもの。
予 定 金 額	811,800円
契約の相手方	[所在地] 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目9番3号 [名称] 石垣メンテナンス株式会社 九州支店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 移動脱水車は、山之口、高城、山田、高崎及び三股の各浄化センターで発生した汚泥を脱水処理するための設備であり、平日は毎日稼働している。 今回修繕を行う設備は、脱水機制御盤から移動脱水車へ電源ケーブルとプログラムによって自動制御を行うケーブルであり、重要な設備である。 当該ケーブルは、稼働開始から15年以上が経過しており、突発的な機能停止の恐れがあるほか、老朽化により電気火災が起こる可能性があり、長期的な汚泥処理機能停止が懸念されるため、早急な修繕が必要である。 移動脱水車については、機械・電気設備等を一括発注しており、設備を更新した際の運転調整等は、納入業者である上記業者しか行うことができない。 仮に他の事業者が修繕を行った場合、設備が正常に動作しなかった際に責任の所在が不明となるほか、移動脱水車全体の性能保障が得られない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年8月21日
契約金額	770,000円

0032382

令和5年度 随意契約理由書

		番号	7
担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）		
契約案件名	公共処理場R5第18号 中央終末処理場脱水ケーキ搬送コンベアライナー修繕		
案件の概要	脱水ケーキを搬送するコンベアライナーの部品交換修繕を行うもの		
予 定 金 額	2,778,600円		
契約の相手方	[所在地] 都城市早鈴町19街区10号サイレントビル2F [名称] 株式会社西村管理		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 脱水ケーキ搬送コンベアは、ステンレス製のケーシングの中をスクリュウが回ることにより、脱水ケーキを運ぶ設備である。 現在、ケーシングとスクリュウの保護のために設置してあるライナーの磨耗が進行しているため、突発的な機能停止のおそれがある。 当該設備が停止した場合、汚泥脱水の工程全体が停止し、正常な汚水処理が出来なくなる。そのため、コンベアライナーの部品を交換し、汚泥脱水の工程を正常に維持する必要がある。 本業務の履行にあたっては、汚泥脱水の工程を綿密に調整したうえで、汚水処理の状況を把握しながら作業を行う必要があるため、中央終末処理場の包括的維持管理業務委託を請け負っている上記事業者でなければ、本業務の確実な履行が期待できない。 また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じる可能性が高い。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日	令和5年8月23日		
契約金額	2,778,600円		
		0032414	

令和5年度 随意契約理由書

番号

8

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 23-5921 (直通)
契約案件名	公共管渠R5第27号 早鈴・岳下通線人孔蓋改築工事
案件の概要	維持管理課発注の早鈴・岳下線舗装工事に伴い、現場内の人孔蓋改築工事を行うもの
予 定 金 額	4,084,300円
契約の相手方	[所在地] 都城市中原町32街区1号 [名称] 吉原建設 株式会社
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本工事は、維持管理課発注の早鈴・岳下線舗装工事に伴い、現場内の人孔蓋改築工事を行うものである。 本工事の施工箇所は、早鈴・岳下線の車道であり、同道路は交通量の多い路線であるため、工期の短縮及び舗装工事と連携した安全対策が必要である。 この点、上記事業者は、現在維持管理課発注の舗装工事を受注しているため、工期の短縮、経費の縮減及び舗装工事と連動した安全対策が可能である。 本工事を上記事業者以外の事業者が施工することは、現場の煩雑化、安全管理、工程の調整等の点から望ましくない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年8月23日
契約金額	4,026,000円

0032426

令和5年度 随意契約理由書

番号 9

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	原水R5第8号 川東浄水場・菖蒲原浄水場高圧受変電設備修繕
案件の概要	川東浄水場及び菖蒲原浄水場にある、高圧遮断設備の主要消耗品の交換及び精密点検を行い、設備故障による不具合を防ぐもの。
予 定 金 額	2,695,000円
契約の相手方	[所在地] 福岡市博多区上牟田一丁目17番1号 [名称] 三菱電機プラントエンジニアリング 株式会社 九州本部
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 川東浄水場及び菖蒲原浄水場の高圧遮断設備は、地絡・短絡事故発生時において、他者及び九州電力への波及事故を防ぐために電気回路を遮断するための重要な設備である。 本修繕は、当該設備のヒューズ及び制御基板等の主要な消耗品を交換するとともに内部の精密点検を行うものであるが、作業には専門的な知識と高度な技術が必要なため、当該設備の製造メーカーである上記事業者でなければ確実な履行が期待出来ない。仮に他の事業者が修繕を行った場合、責任の所在が不明確になるとともに上記事業者のメーカー保証を受けられないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものです。
契約締結日	令和5年8月30日
契約金額	2,695,000円

0032462

令和5年度 随意契約理由書

番号 10

担当課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 23-5921（直通）
契約案件名	公共処理場R5第19号 都城浄化センター返送水路マンホール陥没修繕
案件の概要	都城浄化センター返流水路のマンホールの修繕を行うもの
予定金額	17,490,000円
契約の相手方	[所在地] 都城市吉尾町2159番地 [名称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 <p>本業務の対象であるマンホールは、汚泥脱水や槽内洗浄等の工程から生じる脱水ろ液をポンプ井へ返送する水路に設置されたものである。</p> <p>令和5年7月に当該マンホールが破損したことにより周辺の陥没及び管渠の閉塞が発生し、脱水ろ液を送水することができない状態となった。脱水ろ液の送水ができない場合、汚泥の脱水や槽内の洗浄ができず、処理水質に影響を及ぼすため、早急な修繕、修繕完了までの一時的な仮設配管整備及び仮設に伴う各処理工程の運転調整対応が必要である。</p> <p>この点、上記事業者は当該施設の維持管理業務委託にて日常的に点検・整備等を行っており、施設の構造及び運転調整について十分に熟知しており、かつ、工期の短縮及び早急に対応可能との確認がとれているため、安全で早急な施工が可能である。</p> <p>上記事業者以外の事業者が施工することは、煩雑化、安全管理、工程の調整等の点から望ましくない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年9月6日
契約金額	17,490,000円

0032492

令和5年度 随意契約理由書

番号 11

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	原水R5第12号 水道課監視ロガーシステム保守点検等業務委託
案件の概要	川東浄水場に設置している水道課監視ロガーシステムの機能維持のための保守点検業務を委託するもの。
予 定 金 額	3,270,025円
契約の相手方	[所在地] 横浜市都筑区茅ヶ崎中央8-33 サウスコア7F [名称] 株式会社 ネットワーク・コーポレーション
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 水道課監視ロガーシステム(以下「ロガーシステム」という。)は、水道課全浄水場系統の状態を24時間リアルタイムに監視する専用ソフト等で構成されたシステムであり、上記事業者が設置及び導入したものである。 ロガーシステム及び付帯設備を含めた点検を実施するためには、構成機器の専門的知識及び保守業務の豊富な経験が必要とされる。 この点、上記事業者はロガーシステム設置時の施工事業者であり同システムについて熟知している。また、継続して保守業務を実施しており豊富な経験があり、本業務の適切かつ確実な遂行が期待できる。 仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保証が受けられず、目的を達成できない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年9月25日
契約金額	3,267,000円

0032741

令和5年度 随意契約理由書

番号	12
----	----

担当課	[部課等名] 上下水道局 総務課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	業務R5第2号 上下水道料金システム情報ネットワーク運用保守業務委託
案件の概要	上下水道料金システム情報ネットワークの運用保守業務を委託するもの
予定金額	792,000円
契約の相手方	[所在地] 都城市花線町20号8番地 [名称] 株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>上下水道局料金システム情報ネットワークは、上記事業者が構築したネットワークである。</p> <p>稼働しているネットワークの運用業務の履行にあたっては、そこにいたる専門的知識を有することや、設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>仮に、この業務を構築した事業者以外が行った場合、データの連携や誤作動等の不具合が生じた際、責任の所在が不明確になり、原因究明や復旧作業に支障が生じるおそれが高くなる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年9月25日
契約金額	792,000円